

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づく金融措置について（昭和37年8月15日付け37農経A第5612号農林事務次官通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>1 資金の借入者</p> <p>(1) 経営資金にあつては、法第2条第1項の被害農業者、被害林業者及び被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）である<u>（被害農業者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。）</u>。</p> <p>なお、同項の農業（林業又は漁業）を<u>主な業務とする者とは、その者の農業（林業又は漁業）による所得が総所得の過半を占めるものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>1 資金の借入者</p> <p>(1) 経営資金にあつては、法第2条第1項の被害農業者、被害林業者及び被害漁業者（以下「被害農林漁業者」と総称する。）である。</p> <p>なお、同項の農業（林業又は漁業）を<u>おもな業務とする者とは、その者の農業（林業又は漁業）による所得が総所得の過半を占めるものをいう。</u></p> <p>(2) (略)</p>

附 則 （令和4年3月31日3経営第3158号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。ただし、1の(1)の規定の改正に係る部分については、令和4年6月1日から施行する。